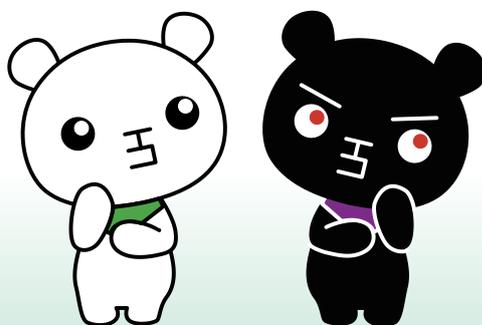


概要版

令和5年度版 北九州市の環境



Environment of
Kitakyushu City 2023

特集

脱炭素社会の実現に向けた取組

1. 脱炭素先行地域の概要

(1) 脱炭素先行地域の選定

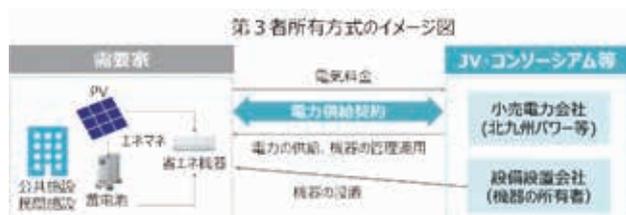
令和4年4月26日、北九州都市圏域と連携した北九州市の提案内容が、地域特性に応じた脱炭素に先行的に取り組む地域として、国（環境省）から『脱炭素先行地域』に選定されました。

脱炭素先行地域とは、地域の再生可能エネルギーを最大限に活用して、2030年（令和12年）までに、民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門等その他の温室効果ガス排出削減についても、国の2030年度（令和12年度）目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

国は、2025年度（令和7年度）までに、少なくとも100カ所の創出を目指しています。

(2) 本市の提案内容

北九州都市圏域18市町で連携を図り、公共施設群と北九州エコタウンのリサイクル企業群において、第三者所有方式を活用して太陽光パネル（PV）等を導入することで、最速かつ最大の再エネ導入モデルの構築を目指します。



計画期間：令和4年度から約5年間

再エネ導入量：圏域全体で最大約37MW

（本市公共施設には約290箇所太陽光パネルの導入を目指す）

事業規模：総事業費として最大約97億円

（そのうち50億円は、国からの交付金を活用予定）

(3) 令和4年度の実施状況（R5.3月末時点）

ア. 第三者所有方式による地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用を決定した施設

太陽光パネル 17施設

（うち定置型蓄電池）15施設

省エネ機器（空調）28施設

イ. コスト低減に向けた取組

今後FIT期間が終了し廃棄されるであろう太陽光パネル

のリユース実証を響灘ビオトープで開始しました。この実証で、中古パネル、パワーコンディショナーの性能評価、第三者所有方式で導入した場合の評価検証を行いました。

ウ. 再エネ100%電力導入状況（公共施設）

北九州市 586施設

（削減効果：約10,500t-CO₂/年）

圏域全体 625施設

（削減効果：約10,900t-CO₂/年）

2. 脱炭素社会の実現等に向けた企業・大学との連携協定締結

本市は、令和2年10月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までの脱炭素社会の実現を目指して、「再エネ100%北九州モデル」に基づく、公共施設や市内企業への再生可能エネルギーの導入推進や、電動車の普及促進などの取組を進めています。

今後の取組の更なる推進を図ることを目的に、市内企業や大学と脱炭素等に関する連携体制を構築し、それぞれの企業・大学と連携協定を締結しました。

○各企業・大学との連携内容について

ア. 株式会社井筒屋

『ゼロカーボンシティの実現を目指す連携協定』

電動車の活用及び普及促進や、再生可能エネルギーの導入拡大を進めることで、まちの魅力向上及び2050年のCO₂排出実質ゼロを目指す『ゼロカーボンシティ』の実現に向けて取り組みます。

①電動車のカーシェアリング実証事業の実施、②再生可能エネルギーの導入拡大によるゼロカーボンドライブの普及やCO₂排出量の削減

イ. 九州電力株式会社

『地球温暖化対策の推進に関する連携協定』

～ゼロカーボンシティの実現に向けたエネルギーの脱炭素化を目指して～

地球温暖化対策の推進に関する取組の一環として、相互の連携を強化し、北九州市の地球温暖化対策の推進に取り組めます。

①蓄電池の活用などを通じた再生可能エネルギーの活用及び導入拡大、②脱炭素化に向けたエネルギーの転換、③北九州都市圏域における脱炭素の取組の推進

ウ. トヨタ自動車九州株式会社

『カーボンニュートラル推進に関する連携協定』

電動車バッテリーのカスケード利用、リサイクル推進、水素の活用などを通じた、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化を図ります。

①電動車バッテリーの3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組推進、②水素の利活用に向けた情報共有・連携体制の構築

エ．九州工業大学

『再エネ 100%電力普及に関する連携協定』

次世代発電・蓄電技術の確立を通じた、再エネ 100%電力の普及や、電力分野における CO2 排出実質ゼロを目指した取組を行います。

①次世代型太陽電池の社会実装を目指した実証事業の実施、②竹の資源化を通じた脱炭素技術の開発、③大規模蓄電池の制御手法の確立と社会実装を目指した実証事業の実施

オ．西部ガス株式会社

『カーボンニュートラル実現に向けた連携に関する協定』

北九州市のカーボンニュートラル実現に向けた連携を通じて、地域課題の解決を図る取組を進めます。

①熱需要の低・脱炭素化に向けた取組、②エネルギー使用の最適化、③食品ロス・廃棄物削減、④環境エネルギー教育を通じた啓発活動

カ．ダイキン工業株式会社

『地球温暖化対策の推進に関する連携協定』

地球温暖化対策の推進に関する取組の一環として、相互の連携を強化し、本市の温暖化対策の推進に取り組みます。

①第三者所有方式による高効率空調設備の普及支援、②IoTを活用した設備管理による長寿命化とライフサイクルコストの最適化、③空調設備、LED等を地域単位でエネルギーマネジメントを行うことによる再生可能エネルギー最適利用の実現、④冷媒を再生する手段と更新後の機器に再生冷媒を利用する際の手順の確立

キ．株式会社デンソー九州

『地元企業の脱炭素化支援に関する連携協定』

地元企業の脱炭素化支援に向けた取り組みを加速させるため、生産プロセス改善支援や電動車の普及促進、再エネ 100%電力の普及促進等に取り組めます。

①中小企業向け製造ラインの効率化への支援、②充放電器、充電器に関する実証を通じた EV、PHEV 及び V2X の普及促進、③再エネ 100%電力の普及促進や再生可能エネルギーの有効活用の推進

ク．株式会社 Yanekara

『地球温暖化対策の推進に関する連携協定』

地球温暖化対策の推進に関する取り組みの一環として、相互の連携を強化し、北九州市の温暖化対策の推進に取り組みます。

①太陽光パネルから効率的に電動車に充電する充放電器の社会実装の推進、②充放電器の制御による再生可能エネルギーの最適利用に寄与する仕組みの構築

再生可能エネルギーに関する取組

3．北九州市洋上風力キャンプ×SDGsの開催

(1) 風力発電に係る人材育成への取組み

本市は、北九州市 SDGs 未来都市の達成を目指し、風力発電の導入と風力発電関連産業の総合拠点の形成を推進しています。

これからの洋上風力発電の発展を支える人材育成に向けて、学生の夏休みにあたる7月から9月に、全国の洋上風力発電に関心のある学生、事業者、自治体等が参加する「北九州市洋上風力キャンプ×SDGs」に取り組んでいます。

この取組は、国や洋上風力発電関連企業の協力のもと、次世代を担う学生が地域や年代を越えて集中的に洋上風力発電を学び交流を図るものです。



風力発電に係る人材育成の概要

(2) 開催概要

洋上風力発電の導入を進めている全国の自治体担当者と意見交換等を行う「洋上風力発電自治体連絡会」をはじめ、北九州市立大学と連携し、国や有識者等の講演による「洋上風力発電シンポジウム」、市内の高校生や全国の大学生等を対象に産官学が連携した研修会を行いました。延べ763名が参加し、洋上風力発電の人材の「育成」のために、産官学が一体となって取組を進めることの重要性を確認しました。



大学向け洋上風力発電研修の講義の様子



浮体式洋上風力発電施設の見学(高校向け研修)

4. 太陽光発電から電気自動車への新型充放電器の実証

(1) 実証の経緯

本市は、再生可能エネルギーの確保・普及に向けて、太陽光パネルや蓄電池、エアコン、LEDなどの省エネ機器を「第三者所有方式」で導入する「再エネ100%北九州モデル」を構築し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めています。

今回、太陽光発電設備から直流のまま直接充電でき、かつ同時に複数のEVに充放電できる日本初の新型充放電器の実証を行いました。

(2) 新型充放電器(YaneBox)の特徴

- 再エネを最大限活用できる充放電制御
- 1基で最大EV4台の同時充電が可能
- 太陽光発電設備から直流/直流で高効率に充電可能



エコタウンセンターでの実証の様子

(3) 実証結果

- インバータのAC/DCの電力変換効率は、96%と非常に高く、直流充電から放電する場合と交流充電から放電する場合の電力変換ロス率の差は7%
- エコタウンセンターでは、太陽光発電量の13%をEV充電に活用
- YaneBoxを充放電させることで月平均2,546円、年間30,552円の電力調達コスト削減効果

5. エネルギー需要のひっ迫時に電力需要量を調整できるエネルギーマネジメントシステムの実証

(1) 実証の経緯

本市は、第三者所有方式で導入した空調機やEV等をまとめて遠隔から制御し、エネルギー需要のひっ迫時に電力使用量を調整するエネルギーマネジメントシステムの実証を行っていきます。

この取組みは、国が進めている「節電プロジェクト」で実施している、小売電気事業者がエネルギー需要のひっ迫等の状況を踏まえ、デジタル技術を活用して電力利用者へ電力の需要状況に応じたタイムリーな節電(ダイヤモンド・レスポンス)を行うことを目的としています。

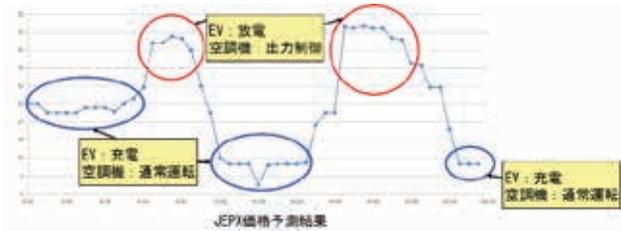
(2) 実証の概要

■実証スケジュール

- 令和4年度 実証に向けた準備と調整
- 令和5年度 準備のできた施設から順次、実証開始等
- 令和6年度 エネルギーマネジメントシステムの事業開始

■実証項目

- 30分ごとの出力制御量の分析
- エネルギーマネジメントシステムの効果検証
- 事業採算性の評価 など



制御イメージ

6. 太陽光パネルリサイクル工場の竣工

株式会社新菱が建設していた太陽光パネルのリサイクル工場が竣工し、令和5年2月9日に竣工式が開催されました。

平成24年に固定価格買取制度(FIT)が導入されて以降、太陽光発電施設の設置が急速に進んでいます。太陽光発電で使用されている太陽光パネルは、製品寿命が20年から30年とも言われており、今後、大量に廃棄されることが予想されています。

新工場は独自技術の熱分解処理炉と高度選別リサイクル処理ラインを備え、廃太陽光パネルの資源回収率99%以上を実現し、新工場としての年間処理能力は9万枚を見込んでいます。



太陽光パネルリサイクル工場

環境国際協力の取組

7. Horasis アジアミーティングの開催

令和4年11月20日から22日にかけて、北九州国際会議場にて、Horasis(ホラシス)アジアミーティングが日本で初開催されました。



全体会の様子

(1) Horasis アジアミーティングとは

スイスのチューリッヒに本拠を置く世界的なシンクタンクであるHorasisが毎年開催する4つの会議のうち、東南アジアに焦点を当て、企業経営者や投資家をはじめアジア地域のビジネス及び政府機関のリーダーが集い、アジアにおける地域間協力や効果的な投資、持続可能な成長などアジアの将来像について議論する会議です。

(2) 開催経緯

令和元年、本市は環境やSDGsの取組が評価されたことでHorasisからアジアミーティングの開催の打診を受け、同年11月に「2020年Horasisアジアミーティングの開催にかかる覚書」を締結し、北九州市での開催が正式に決定しました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年、令和3年はオンラインでの開催となり、令和4年に本市で対面による開催が実現しました。

(3) 開催結果

会議には、Horasis及び本市が招待した23か国・地域201名が参加し、気候変動問題をはじめとした世界的な課題の克服などのテーマについて、活発な議論が行われました。

また、環境国際ビジネス展開支援の一環として、会場内に市内企業・団体等のPRゾーンを設置するなど、本市の環境の取組や市内企業の環境技術について情報発信するとともに、エクスカーションにおいては、市内観光の他、環境ミュージアムや本市が誇る「ものづくり」企業の視察を実施し、国内外の参加者に対し本市の魅力をPRしました。



北九州ビジネスネットワーキングブース

8. 本市の海外へのインフラ輸出促進に向けた政府系機関との覚書締結式

本市は、令和4年7月22日、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN[※]) と、海外事業における相互連携に関する覚書を締結しました。

JOIN は、我が国の政府系機関として、交通及び都市開発分野において出資面や経営面、海外機関との交渉など、日本企業の海外進出を支援しています。

今回の覚書締結により、環境分野の国際協力や環境国際ビジネスの機会創出に取り組んでいる本市にとって、市内企業の海外ビジネスにおける資金調達方法の拡大や新たなビジネス機会の創出に繋がることが期待されます。

JOIN との覚書締結式それぞれのネットワークや知識・経験・技術を活用して海外事業の発掘・形成を効果的に推進し、環境と経済の好循環の実現に向けた取組を加速させると共に世界規模での脱炭素社会の実現に貢献します。

※ Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development: 略称 JOIN

9. ダバオ市との環境姉妹都市締結5周年記念事業

(1) 背景、経緯、目的

本市とフィリピン共和国ダバオ市は、平成29年に環境姉妹都市となって以来、環境分野における連携協力等、友好関係を育んでいます。「環境姉妹都市締結5周年」という節目の年を迎えるにあたり、市民間の交流を深めるため海洋プラスチックごみをテーマに2部構成のイベントを実施しました。

(2) 実施内容

令和4年5月に実施した、第1部の海岸清掃には北九州市立大学より50名の学生が参加し、両市で同じ様式の調査カードを用いたごみ調査を行いました。令和4年6月に実施した、第2部のオンラインワークショップでは

調査結果の報告や、両市の大学生が普段取り組んでいる環境活動を紹介し合い、意見交換を行うなど交流を深めました。



ダバオ市とのワークショップ開催の様子

10. スラバヤ市との環境姉妹都市締結10周年記念事業「両市職員による現地ごみ問題解決ワークショップ」開催

(1) 背景・目的

スラバヤ市は人口約300万人のインドネシア第2の都市であり、本市とは平成24年11月に環境姉妹都市を締結しました。締結10周年記念事業として、令和4年9月と11月に「両市職員による課題解決ワークショップ」を開催し、両市職員同士の交流を行いました。

(2) 実施内容

スラバヤ市が抱える喫緊の廃棄物処理課題5点(廃棄物の減量化(市場ごみの処理を含む)、分別残渣の処理、電化製品の処理、粗大ごみの処理、医療廃棄物の処理)の解決に向け、両市でこれらの廃棄物処理に関わる職員がそれぞれ解決策を検討・提案し、実現可能性の高い統合案を作成することにより、新規事業の創出を目指しました。



ワークショップの様子

市民一人ひとりのエコライフの推進

11. 製品プラスチック回収モデル事業

(1) 事業実施の経緯

令和4年4月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」が施行され、市町村はプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）の分別収集や再商品化に努めることとされました。

そこで、本市では、プラスチックの効率的な回収・再資源化の仕組みを検討するため、市内7区の一部地域（約7,000世帯）において「やってみよう！製品プラスチック回収モデル事業」と題したプラスチック資源の一括回収実証事業を実施しました。

なお、この実証事業は、法律の施行に先行して令和3年度に実施した事業を全区に拡大したものです。

(2) 実証事業の結果

7区に拡大して行った今回の実証事業においても、通常のプラスチック製容器包装のみの回収時に比べ、回収量が平均で約30%増加する結果となりました。

また、事業周知の際に啓発を徹底した発火の恐れがある充電電池や刃物などの危険物を含む条件に適合しないプラスチックは、全体の3%程度に留まりました。

二度の実証事業結果を踏まえ、令和5年10月から市内全域におけるプラスチック一括回収を実施します。

	令和4年度	令和3年度
対象	7区（7,000世帯）	1区（1,800世帯）
回収量	3,105kg	715kg
（実証前）	2,390kg	535kg
増加率	1.30倍	1.34倍
不適プラ	2.7%	2.1%

（※）回収量はいずれも週平均



住民向けチラシ

12. (株)ジモティーと粗大ごみリユース促進連携協定

(1) 協定締結の経緯

本市の粗大ごみ収集量は平成28年度以降増加傾向にあり、令和3年度の粗大ごみの受付件数は平成28年度に対して約1.75倍となっています。

そのため本市では、「ジモティー」の利用による粗大ごみの減量化を目的として、株式会社ジモティーと連携協定を締結しました。



(2) 協定締結による取組

以下のホームページ等に、ジモティーのリンクを掲載しました。



- ・北九州市ホームページ
- ・北九州市公式 LINE
- ・粗大ごみ受付ページ



【北九州市 HP 粗大ごみ】

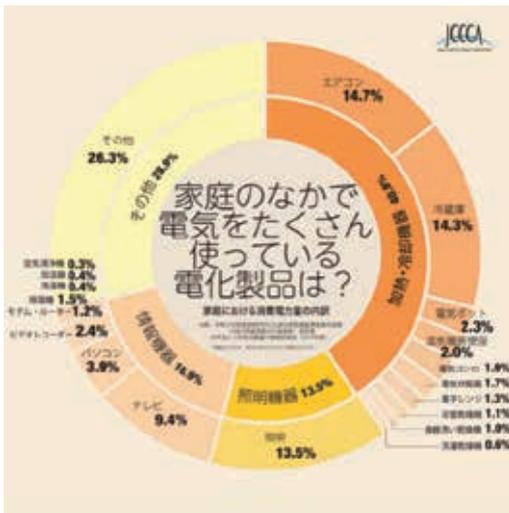
広報誌に掲載されました。

- ・市政だより 9月1日号
- ・ていたんプレス No.71、No.72

13. エコ家電でくらし快適キャンペーン

(1) 背景

市内の家庭部門（マイカー利用を除く）における CO2 排出量の約 7 割は、電力消費によるもので、家庭における電力消費では、エアコン（約 15%）冷蔵庫（約 14%）、テレビ（約 9%）等の家電が上位を占めています。



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス／全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

令和 4 年度に入り、新型コロナウイルス感染症や国際情勢等の影響により、ガソリン価格の高騰や電気料金の引き上げなど、家計への影響が大きくなってきました。このため、本市でも物価高騰の影響緩和と同時に、市内での消費活動に繋がる経済対策として、「エコ家電でくらし快適キャンペーン」を実施しました。

(2) 内容

本事業では、国の緊急経済対策（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）を活用して、家庭における省エネ対策と市民生活の支援を目的に、市内店舗で省エネ基準達成率 100%以上のエアコン、冷蔵庫、テレビを購入した市民に対し、購入費用の一部を商品券として還元しました。

(3) 対象者

市民であり、市内店舗で対象家電を購入した個人

■購入対象期間

令和 4 年 7 月 15 日～令和 5 年 1 月 15 日

■対象家電

省エネ基準達成率 100% 以上のエアコン、冷蔵庫、テレビ

■還元額

- 1 台 5 万円以上：電子商品券 12,000 円
又は紙商品券 10,000 円
- 1 台 5 万円未満：電子商品券 6,000 円
又は紙商品券 5,000 円



(4) キャンペーンの結果

エアコン 7,341 件、冷蔵庫 5,490 件、テレビ 3,529 件の合計 16,360 件の認定を行い、約 1 億 7,000 万円の商品券を市民に還元しました。

本事業による直接投資額は約 23 億円で、本市の家庭部門からの CO2 削減と経済対策の両方に資するものとなりました。

14. 環境ミュージアム開館 20 周年記念リニューアルイベント

(1) 背景

平成 14 年に開館した環境ミュージアムは、環境学習・環境活動・環境情報の総合拠点として市民に親しまれています。

令和 4 年度には、開館 20 周年を記念して、環境ミュージアム第 3 ゾーンの展示改修や、リニューアルイベントを開催しました。

(2) 開館 20 周年記念の取組

ア. 環境ミュージアム第 3 ゾーン展示改修

環境ミュージアム第3ゾーンを「地球温暖化」や「カーボンニュートラル」をテーマとした展示内容に改修しました。

ていたん＆ブラックていたんが、「地球温暖化」や「カーボンニュートラル」について分かりやすく教えてくれています。



第3ゾーン展示改修

イ.カーボンニュートラル広報大使に任命

北九州市の環境マスコットキャラクター“ていたん＆ブラックていたん”を「カーボンニュートラル広報大使」に任命しました。

ウ.リニューアルイベントの開催

令和4年11月に環境ミュージアムでリニューアルイベントを開催しました。

リニューアルイベントでは、“ていたん＆ブラックていたん”の「カーボンニュートラル広報大使」任命式やちよいエコホリデー（エコ工作）などを行いました。



「カーボンニュートラル広報大使」任命式

(3) 今後の取組

今後も、本市の環境施策、イベント等のPRなどを広く情報発信していきます。

と「べっち」と命名されました。



ひびちゅ



べっち

また、同園では、記念式典と前後して、「シャボン玉 fuwari (昼夜2回開催)」、「九州初蒸陸！サバスで整う！！ (2日間開催)」、「ことりマルシェ」等、様々なイベントが開催され、市内外からの来園者で大いに賑わいました。

併せて、若松郵便局では、同園やベッコウトンボ、若戸大橋等、若松区の風景を描いた風景印を作成し、令和4年10月から窓口等で使用されています。



若松郵便局 風景印

15. 響灘ビオトープ開園10周年記念事業

響灘地区の廃棄物処分場跡地に誕生した「北九州市響灘ビオトープ」が、令和4年10月に開園10周年を迎えました。

同園では、これを記念し、同園に生息する国の絶滅危惧種である「チュウヒ」と「ベッコウトンボ」をモデルとした公式キャラクターを募集。令和4年10月8日（土）に開催した開園10周年記念式典で披露され、後日「ひびちゅ」

第1章 市民環境力の更なる発展とすべての市民に 支えられた「北九州環境ブランド」の確立

基本施策1 環境活動と地域活性化の好循環

1 環境活動を行う市民・市民団体への支援・助成

市民や市民団体の自主的な環境活動の推進と地域コミュニティの活性化のため、ごみの減量化・資源化及び自然環境保全等の環境活動を行う市民や市民団体への支援・助成を行っています。

● 集団資源回収団体奨励金制度

町内会、老人会、子ども会、まちづくり協議会などの地域の市民団体に対し、古紙・古着の回収量に応じて奨励金を交付しています。

この他、活動地域内の古紙回収の調整を行うまちづくり協議会に対する「まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金制度」、資源回収活動を行っている地域の市民団体等への保管庫の無料貸与、地域団体が家庭から回収する剪定枝・廃食用油のリサイクル活動に対する支援、「生ごみコンポスト化容器活用講座」等の講座の支援を実施しています。

古紙回収量（令和4年度）	14,791t
古着回収量（令和4年度）	404t

2 ていたんポイント事業

子どもから年長者まで幅広い市民が、気軽に楽しく環境活動に参加することを促すため、環境活動に参加した市民に対してポイントを付与する「ていたんポイント事業」を平成27年12月からスタートさせました。

環境活動に参加するたびに「ていたんポイント」が貯まり、ていたんグッズやエコグッズと交換できます。

これにより、市民環境力の一層の向上を図るとともに、温室効果ガス排出削減、まちのにぎわいづくりや地域コミュニティ活動の活性化につなげていきます。



3 環境活動に関する各種表彰

地域の環境活動に積極的かつ継続的に取り組んでいる市民・NPO、事業者等のやる気を支え、効果的なインセンティブを付与するために各種の表彰を行っています。

【表彰の種類・令和4年度表彰件数】

- ・北九州 SDGs 未来都市アワード：13 団体
- ・北九州市環境にやさしい事業所（市長感謝状）：3 事業所
- ・3R活動推進表彰：3 件、3R 活動推進奨励賞：5 件、古紙リサイクル賞団体部門 3 件・校区部門 3 件、資源化・減量化優良事業所賞 4 件
- ・産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定：排出事業者 1 件、処理事業者 5 件
- ・環境衛生優良地区（市長表彰）：7 地区
- ・環境衛生地区組織育成成功労者（市長感謝状）：11 名
- ・北九州市まち美化協力功労者（市長感謝状）6 名、5 団体
- ・「校区まち美化レポート」表彰（市長感謝状）：新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、団体の活動が困難となったため中止
- ・北九州市まち美化貢献者（環境局長感謝状）4 名、4 団体

基本施策2 ESD 等を通じた環境人財の育成

1 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

多様な人々が、地域等の様々な課題に気づき、自発的に社会のあり方を変えていく人財を育むため、「持続可能な開

発のための教育（ESD）」を推進しています。令和3年度は、SDGs・ESD活動者の意欲の向上と、本市のSDGs・ESDのさらなる推進を図るため、「北九州SDGs未来都市アワード」を北九州ESD協議会との協働により実施しました。（表彰団体：13）また、SDGs・ESD普及イベントとして、「ESDツキイチの集い」を開催しました。



「ESDツキイチの集い」
～広げよう世界の輪！～



「出前講座」
～わくわくドキドキ冒険隊～

2 北九州市環境首都検定の実施

北九州市独自の環境分野の検定を実施することにより、環境学習の機会を増やし、環境意識のレベルアップや環境に関心を持つ市民の裾野を広げることを目的に、「北九州市環境首都検定」を実施しています。（令和4年度受検者数 5,751人）



環境ミュージアム外観

3 環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進

「北九州市環境ミュージアム」は本市の環境における学習・情報・活動の総合拠点で、本市の公害克服の歴史をはじめ、身近なエコライフ、地球環境問題などを「見て・触れて・楽しみながら」学べる施設です。（令和4年度来館者数 75,475人）

4 北九州子どもエコクラブ活動の推進

「子どもエコクラブ」は、子どもたちが自主的に環境に関する学習や活動を行うクラブです。令和4年度は、51クラブ、2,629人の幼児から高校生までが活動しました。

基本施策3 市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応

1 北九州エコライフステージ

北九州エコライフステージは、「世界の環境首都」を目指し、市民団体や事業者などで構成する実行委員会を中心にして、エコライフの浸透を目指し様々な環境活動に取り組むものです。令和4年度は、約90万9千人の市民が参画しました。

シンボル事業「エコライフステージ2022」は、「みんなで一緒につくろうよ。脱炭素社会・私たちの北九州」をテーマに、令和4年11月19日（土）～20日（日）に実施しました。

事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、より広い範囲への周知を目指し、リアルイベントに加え、オンラインや小規模イベントの開催を行いました。

オンラインでは、北九州市民の環境活動への取組を全国に発信することができ、小規模イベントでは、出展者同士の交流や来場者との新たなつながりが生まれるなど、これまで以上に市民環境力の向上を図りました。



「こくらdeフリマ」同時開催

2 環境情報の収集・整備・提供

北九州市 LINE 公式アカウントによる情報配信

北九州市 LINE 公式アカウントで、ごみの分別検索機能や資源の拠点回収ボックスの設置場所を検索できる施設検索機能の提供をしています。



北九州市 LINE 公式アカウント

アカウント



@ teitan_kita9
(Twitter)

ていたん「ツイッター」による情報発信

北九州市の環境情報について、環境マスコットキャラクター「ていたん」のツイッターで発信をしています。





基本施策 4 国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立

1 諸外国との環境協力実績

これまでに、大連市、上海市（中国）、スラバヤ市（インドネシア）、ハイフォン市（ベトナム）等のアジア諸都市との環境国際協力を実施しています。

2 アジアの人材育成拠点形成

研修員の受け入れ（令和5年3月現在で168カ国・地域から10,499人、遠隔研修参加者含む）や専門家派遣（令和5年3月現在で30カ国・地域245人）を実施しています。

3 アジアカーボンニュートラルセンター

アジア地域の低炭素化を通じて、地域経済の活性化を図るための中核施設として、平成22年6月に「アジア低炭素化センター」を開設しました。令和5年1月には脱炭素社会の実現に向けたカーボンニュートラルの取組を一層推進するため、「カーボンニュートラルセンター」に名称を変更しました。センターでは、経済発展著しいアジア諸国などに対して、従来の政府レベルの協力事業に加え、高い技術力を持つ市内企業による環境ビジネス参入支援を積極的に進めています。



アジアカーボンニュートラルセンターの位置する 国際村交流センター



アジアカーボンニュートラルセンターの体制

これまで、協力事業やビジネス可能性調査等を通じて入手した海外の環境ビジネス情報を広く提供してきたほか、ビジネスミッション派遣や環境技術展示会への出展等を通じて、市内企業の環境国際ビジネスを積極的に支援しています。

4 関係機関等との連携

(1) 公益財団法人北九州国際技術協力協会 (KITA)

環境国際協力の実践機関として、国際研修、専門家派遣、コンサルティング、調査研究、国際親善交流など多彩な活動を実施しています。

(2) 公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) 北九州アーバンセンター

脱炭素で環境的に持続可能な都市の実現に向けた自治体の取組や都市におけるSDGsの取組を促進するための研究を進めています。

また、市内企業が保有する環境技術の海外展開支援や、JICA九州・KITAとの連携により国際研修を実施しています。

(3) 独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

イクレイ (ICLEI)、国連工業開発機関 (UNIDO) 等

各国際機関と覚書の締結等により、様々な連携を実施しています。



第2章 2050年の脱炭素社会の実現

基本施策 1 脱炭素社会を支えるストック型社会への転換

1 北九州市環境未来都市とグリーンアジア国際戦略総合特区

本市は、環境や超高齢化対応などに関して、持続可能な経済社会の発展の実現を目指す「環境未来都市」、また、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、国がオーダーメイドで総合的に支援する「グリーンアジア国際戦略総合特区」に指定されています。「グリーンアジア国際戦略総合特区」においては、税制・財政・金融上の支援措置が呼び水となり、これまでに県内で約3,860億円の設備投資と、県内で約2,070人の雇用を創出しました。

2 市域の温室効果ガス総排出量

令和2年度の市域内の温室効果ガス排出量は、前年度から11.4%減の13,133千トン（二酸化炭素換算）でした。前年度から減少した要因としては、主に産業部門におけるエネルギー消費量の減少に伴い、エネルギー起源の二酸化炭素排出量が減少したこと等があげられます。

◆市域内の温室効果ガス排出量(部門別)

単位：千トン

区 分	2013年度 (平成25)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	前年度比	2013年度比 (平成25)
二酸化炭素	家庭部門	1,454	1,078	1,067	767	731	+16.3%	△41.6%
	業務部門	1,535	1,174	1,093	989	1,033	△2.2%	△34.2%
	運輸部門	1,968	1,700	1,675	1,675	1,660	△3.8%	△18.8%
	産業部門	11,661	10,030	10,056	9,788	9,477	△17.1%	△32.6%
	エネルギー転換部門	406	444	433	377	425	△3.8%	+0.6%
	工業プロセス	1,010	948	888	887	866	△9.8%	△22.6%
	廃棄物	319	341	312	325	307	△1.1%	△4.6%
二酸化炭素合計	18,352	15,713	15,523	14,807	14,499	12,805	△11.7%	△30.2%
メタン	27	26	26	26	25	25	△1.1%	△6.4%
一酸化二窒素	44	42	41	41	41	41	△0.8%	△8.0%
フロンガス等	167	217	228	238	251	262	+4.3%	+57.1%
温室効果ガス合計	18,590	15,999	15,818	15,112	14,817	13,133	△11.4%	△29.4%

注：1 端数処理により合計及び百分率の値が一致しない場合がある。
2 算定基礎としている各種統計データの遡及修正、使用するデータの変更等により、過年度の値が変更される場合がある。
3 2013年度：「北九州市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）における基準年。

3 城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業

JR城野駅北側の未利用国有地やUR城野団地を中心とする城野地区（19ha）において、エコ住宅や創エネ・省エネ設備誘導、エネルギーマネジメントによるエネルギー利用の最適化、公共交通の利用促進など、様々な低炭素技術や方策を総合的に取り入れてゼロ・カーボンを目指した住宅街区を整備しました。



城野ゼロ・カーボン先進街区

※戸数：634戸
(戸建：227戸、集合：407戸)

4 自動車からの温室効果ガスの削減

● 電動車 (EV、FCV 等) の導入

公用車として電気自動車 (EV) ・プラグインハイブリッド車 (PHV) 70台、燃料電池自動車 (FCV) 4台を導入。

● EV充電器の設置

公共施設への設置 (充電器 16箇所)。

● ノーマイカーデーの普及促進

毎週水・金曜日を「ノーマイカーデー」に設定し、参加企業を募るとともに、普及啓発を実施。

● エコドラ北九州プロジェクト

「エコドラ北九州プロジェクト」の参加企業を募るほか、出前講演等を実施。





基本施策2 脱炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築

1 北九州市環境産業推進会議

「北九州市環境モデル都市行動計画（北九州市グリーンフロンティアプラン）」における5つの柱の一つ『環境が経済を拓く』を具現化していくため、低炭素化に貢献する環境産業のネットワークを構築し、更なる環境産業の振興について“共に考え、共に行動する場”として、平成22年2月に設立しました。（令和4年度末現在 参画企業・団体数 約520）

2 環境未来技術開発助成事業

循環型社会及び低炭素社会の実現に向け、新規性・独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の実証研究や社会システム研究等に対して研究費を助成し、新規の環境技術開発の支援を行っています。令和4年度までに、187件の研究に対して助成を行っています。

3 北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進

脱炭素社会の実現に向け、再エネ100%電力化に取り組み、かつ太陽光発電設備や最先端の省エネ設備を設置する市内の中小企業に対し、費用の一部を補助する事業を実施しています。

4 エコテクノの開催

環境・エネルギー産業を育成し、産業・地域振興に寄与することを目的に、九州最大規模の環境見本市「エコテクノ」展を開催しています。

本市のブースでは、環境未来都市としての本市の取組の紹介や、北九州エコプレミアム製品・サービスのPR等を行っています。



展示場の様子

基本施策3 次世代エネルギー拠点の総合的な形成

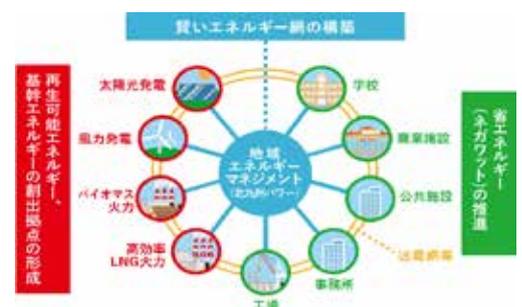
1 北九州市地域エネルギー政策の推進

北九州市の持つ再生可能エネルギーや高効率火力発電の立地ポテンシャル、スマートコミュニティの実証を通じたエネルギーを賢く使う省エネの知見などを活かし、低炭素で安定したエネルギーを供給することを目的としています。

洋上風力発電については、令和2年度から「浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業」による自然環境調査等を実施するとともに、風力発電の人材育成に関する「洋上風力発電シンポジウム」を実施しました。

地域の未利用木質バイオマスについては、地産地消を進めるため、北九州市における木質バイオマス熱供給事業構築可能性調査等を行い、行政機

地域エネルギー拠点化推進事業概念図



関、事業者等をメンバーとした「北九州市地域バイオマス安定供給検討会」を開催して、安定供給の体制構築を図りました。

エネルギー施設の集積に関しては、響灘地区において、バイオマス石炭混焼発電所が2カ所運転を開始しました。

また、NEDOの実証事業として、響灘一般海域において、浮体式の洋上風力発電事業が進められるなど、再生可能エネルギーの創出拠点として着実に進んでいます。

さらに、「北九州市洋上風力キャンプ×SDGs」を産学官連携で実施するなど、人材育成に資する取組を実施しました。

㈱北九州パワーの電力供給施設は令和4年度末時点、公共施設586件、民間施設565件となり、自治体が出資する新電力会社の中で、電力販売量が全国60社中2位でした。

本市の風力発電導入量は36,451kWで政令市第1位、太陽光発電導入量も311,507kWで政令市第4位となっています。(いずれも令和4年度末現在)

2 北九州市の水素に関する取組

● 水素パイプラインを活用した技術実証

八幡東区東田地区における水素パイプラインや燃料電池などのインフラや地域の協力体制を活かし、企業の技術実証の支援やPRに取り組んでいます。



水素パイプライン

● 水素ステーション

市内には、2箇所の水素ステーションが整備されています。



イワタニ水素ステーション 小倉
(岩谷産業㈱:平成26年~)



八幡東田水素ステーション
(ENEOS㈱:平成27年~)

● 燃料電池自動車 (FCV) の普及啓発活動について

FCVの普及啓発活動の一環として、市の公用車へ4台のFCVを導入するとともに、市内の様々なイベントでFCVの展示や外部給電器を用いた電力供給のデモンストレーションを実施しています。



耐久レース



FCVの展示の様子



令和4年度は、5つのイベントに出向き、PR活動の他、レース出場車への水素供給等を行いました。



基本施策 4 アジア規模での脱炭素社会実現

1 アジア規模での脱炭素社会実現に向けた取組

取組は、11ページの「諸外国との環境協力実績」、「アジアの人材育成拠点形成」、「アジアカーボンニュートラルセンター」をご覧ください。

第3章 世界をリードする循環システムの構築

基本施策 1 3Rプラスの推進と資源効率性向上

1 ごみの減量化・資源化の取組

平成 23 年に、「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型」の取組に「低炭素」と「自然共生」の取組を加え、「持続可能な都市のモデル」に向けた先駆的な廃棄物行政の取組を進めてきました。

近年では、プラスチックごみや食品ロスの問題の顕在化、自然災害の多発による災害廃棄物の大量発生や感染症の拡大による生活様式の変化など、新たな課題への的確な対応が求められています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、令和 3 年 8 月、新たに SDGs の実現と脱炭素社会を見据えた第 2 期北九州市循環型社会形成推進基本計画を策定しました。引き続き、様々な取組を行います。

● これまでの具体的施策の実施

(1) 家庭系ごみの循環システム構築の取組について

(本市の主な取組)

- 平成 5 年 7 月 かんびん分別収集の開始
- 平成 10 年 7 月 政令市初 家庭ごみの有料指定袋制導入
- 平成 18 年 7 月 家庭ごみ収集制度の見直し
- 平成 23 年 8 月 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定(平成 28 年 8 月改定)
- 平成 30 年 6 月 「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し(平成 30 年 3 月)、協定参加 7 事業者の各店舗において、レジ袋の無料配布を中止(有料化)
- 令和 3 年 8 月 「第 2 期北九州市循環型社会形成推進基本計画」策定

(2) 事業系ごみ対策の強化について(平成 16 年 10 月～)

(実施内容)

- 事業系ごみの市収集の原則廃止
- 自己搬入ごみの処理手数料の改定(700 円/100kg ⇒ 100 円/10kg)
- リサイクル可能な古紙・廃木材の市施設への受け入れ廃止
- かんびん資源化センターへの自己搬入の廃止

2 食べものの「残しま宣言」運動の推進

● 残しま宣言

市民一人ひとりが実践できる食品ロス削減への取組内容を「残しま宣言」として、周知を図っています。

● 残しま宣言応援店

外食時の食べ切り促進策を実施する市内の飲食店等を「残しま宣言応援店」として市に登録し、周知を図っています。(令和 4 年度末 307 店登録)



このステッカーが目印です

■取組内容(残しま宣言)

- 外食時の取組
 - ・食べ切ることができる量を注文します!
 - ・宴会時に食べ切りを声かけします!
 - ・グループ間で料理をシェアします!
 - ・食事を楽しむ時間をつくります!(開始後 30 分、終了前 10 分など)
 - ・注文した料理は食べ切ります!
- 家庭での取組
 - ・必要以上に買いすぎません!
 - ・買った食材は使い切ります!
 - ・作った料理は食べ切ります!
 - ・生ごみを捨てる時は水を切ります!
 - ・賞味期限と消費期限の違いを理解します!

3 北九州市プラスチックスマート推進事業

海洋プラスチックごみ問題など、世界的な課題となっているプラスチックごみ対策として、令和元年度から「北九州市プラスチックスマート推進事業」を開始し、レジ袋の削減等の取組に加え、家庭ごみ用等の指定袋のバイオマスプラスチック化、プラスチックに関する技術開発等の支援などを実施しています。

また、プラスチックごみ対策専用ウェブサイトを作成して、市民や事業者へ啓発するとともに、「プラごみダイエット協力店」の募集を開始しました。



専用ウェブサイト

4 ごみ処理の現況

計画に基づき、下記の一般廃棄物の処理や、減量化・資源化の取組を実施しています。

- 家庭ごみ、粗大ごみ、資源化物(かん・びん、ペットボトル等)の収集
- 公共の場所をボランティアで清掃した際の清掃ごみの収集



- 道路、歩道、河川、海浜等の清掃
- 市内で発生した一般廃棄物の適切な処理及び処分
- 市内中小企業等の一部の産業廃棄物の処理及び処分
(ただし、一般廃棄物の処理に支障のない範囲)

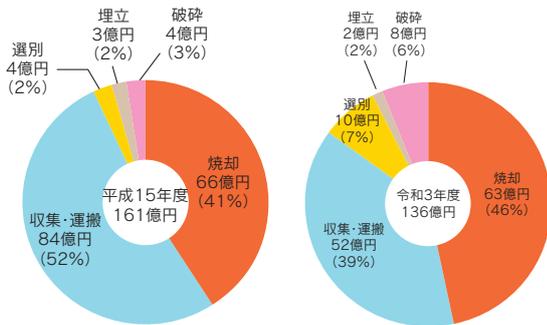
●ごみ量の推移 (市施設処理分)

平成 16 年 10 月の「事業系ごみ対策」、平成 18 年 7 月の「家庭系ごみ収集制度の見直し」などのごみの減量化・資源化に取り組み、ごみ量は、平成 15 年度の 53 万トンから令和 4 年度には、33 万 3 千トンと約 19 万 8 千トン減少しました。

5 ごみ処理経費

令和 3 年度のごみ処理・リサイクルには、年間約 136 億円 (うち、リサイクル約 15 億円) の経費がかかっています。平成 15 年度と比べると平成 18 年 7 月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約 25 億円の経費を削減しました。ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費 (ごみ処理・リサイクル経費の約 47%) がかかっています。

◆ごみの処理別経費



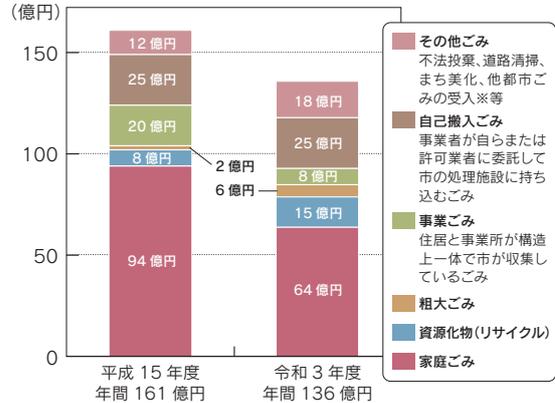
※各項目の値は四捨五入して表示しているため、数値が合わない場合がある。

◆ごみ量の推移



※市収集ごみ：家庭ごみや資源化物のように、市の指定する処理施設に市が収集して持ち込むごみ
※自己搬入ごみ：市の指定する処理施設に、ごみの排出者が自ら又は収集運搬業者に委託して持ち込むごみ
※四捨五入の関係で数値が一致しないことがあります。

◆ごみの種類別経費



◆家庭ごみの処理経費

項目	平成15年度	令和3年度	対15年度増減
家庭ごみの処理経費			
ごみ処理・リサイクル総経費	161億円	136億円	▲25億円
家庭ごみ処理経費 (総経費から見た割合)	94億円 (約58%)	64億円 (約47%)	▲30億円
1日あたりの処理費用	2,600万円	1,700万円	▲900万円
市民一人あたり年間処理費	9,400円	6,800円	▲2,600円
一世帯あたり年間処理費	22,400円	14,600円	▲7,800円

基本施策2 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成

1 北九州エコタウン事業

平成 9 年 7 月に全国に先駆けてエコタウン事業の地域承認を受け、平成 16 年 10 月にはその対象エリアを市全体に拡大して事業を進めています。

<これまでの取組と成果> (令和 4 年度末時点)

- 事業数 (現在稼働中) 26 事業(各種リサイクル法に対応したもの及び独自に進出したものを合わせ、わが国最大級の事業集積)
- 実証研究数 67 研究 (終了分を含む)
- 総投資額 約 888 億円 (市 72 億円、国等 145 億円、民間 671 億円)
- 雇用者数 1,040 人

■総合的な展開 (北九州方式 3 点セット)





◆総合環境コンビナート (9 事業)

- ペットボトルリサイクル事業
- 自動車リサイクル事業
- 蛍光管リサイクル事業
- 二次電池リサイクル事業
- 小型家電リサイクル事業
- OA 機器リサイクル事業
- 家電リサイクル事業
- 建設混合廃棄物リサイクル事業
- 非鉄金属総合リサイクル事業

◆響リサイクル団地 (5 事業)

- 自動車リサイクルゾーン
- フロンティアゾーン (4 事業)
 - 食用油リサイクル事業
 - 使用済有機溶剤精製リサイクル事業
 - 古紙リサイクル事業
 - 空き缶リサイクル事業

◆その他の地区 (12 事業)

- パチンコ台リサイクル事業
- OA 機器のリユース事業
- 汚泥・金属等リサイクル事業
- 都市鉱山リサイクル事業
- 風力発電事業 (2 事業)
- 古紙リサイクル事業・製鉄用フォーミング抑制剤製造事業
- 食品廃棄物リサイクル事業
- 携帯電話リサイクル事業
- 廃木材・廃プラスチックリサイクル事業
- 超硬合金リサイクル事業
- 古着リサイクル事業

●北九州市エコタウンセンター

平成 13 年 6 月に、エコタウン全体の中核的施設として実証研究エリア内に開設しました。

- 主な機能 市民をはじめとする環境学習、見学者の対応、環境・リサイクル技術及び製品の展示、市内環境産業の PR、環境関連の研修・講義の実施、研究活動支援
- 令和 4 年度視察者数 エコタウン事業全体 81,650 人



基本施策 3 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

1 PRTR 制度・PCB 処理事業

PRTR 制度に基づき、化学物質の環境中への排出量等の把握を行っています。また、PCB 廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため、排出源及び周辺環境の監視・測定を実施しています。

基本施策 4 生物多様性の確保による自然循環

1 第 2 次北九州市生物多様性戦略の推進

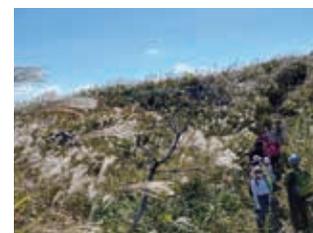
「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として、平成 22 年 11 月に「北九州市生物多様性戦略」を策定、平成 28 年 3 月に「第 2 次北九州市生物多様性戦略 (2015 年度 -2024 年度)」を策定しました。基本理念を「都市と自然との共生～豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち～」とし、その実現のために次の「5 つの基本目標」を設定して施策を推進しています。

- ① 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
- ② 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
- ③ 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
- ④ 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じてできる状態の維持
- ⑤ 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

同戦略は、市民・NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会 (通称「自然ネット」)」が、進行管理しています。令和 4 年度は、自然講演会やエコツアーの開催などに取り組みました。



自然講演会 R4.8.20



平尾台ツアー R4.10.29

第4章

将来世代を考えた豊かなまちづくりと 環境・経済・社会の統合的向上

基本施策 1 安全・安心でレジリエント（強靱）なまちづくり

1 北九州市公害防止条例

本市では法を補完し、地域の実情に合った公害防止に取り組むため、昭和45年4月に北九州市公害防止条例を制定し、公害の発生するおそれのある工場については、市と公害防止協定を締結しています。（締結件数87件：令和4年度末時点）

2 大気環境の保全

本市は、大気汚染の状況を把握するため、二酸化いおう等の物質の常時監視を行っています。環境基準が設定されている11項目のうち、令和4年度は、光化学オキシダントを除く項目で環境基準に適合していました。また、大気汚染防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。

3 水環境の保全

本市は、河川・湖沼・海域等の公共用水域において、健康項目や生活環境項目などのモニタリングを実施しています。令和4年度は、環境基準が設定されている項目の多くが環境基準に適合していました。また、水質汚濁防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。



立入検査の様子

4 土壌汚染対策

土壌汚染対策法は、土壌汚染による人への健康被害を防止することを目的としています。本市における形質変更時要届出区域は78件、要措置区域は0件です。また、汚染土壌処理業の許可件数は4件です（令和4年度末時点）。

5 騒音・振動対策

本市では、自動車・新幹線鉄道・航空機からの騒音等の実態把握を実施しています。令和4年度において、新幹線鉄道の振動の指針値及び航空機の騒音の環境基準については、適合していましたが、自動車及び新幹線鉄道の騒音については、一部において不適合でした。また、騒音規制法・振動規制法等に基づき工場・事業場、建設作業現場等の発生源に対する指導等を行っています。

6 化学物質対策

ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等の物質について、モニタリングを実施しています。令和4年度においては、ダイオキシン類は基準に適合、環境ホルモンは検出されませんでした。

7 悪臭対策

本市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭防止法上の規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。悪臭測定の結果、令和4年度は1事業場で基準を超過していたため、原因調査と改善対策を指導しました。





8 工場・事業場における環境保全対策への取組の推進

環境法令遵守意識の高揚や不祥事の発生防止を目的として「環境保全セミナー」を開催し、大気、水質土壌、監視指導の各分野で、最近の法改正の内容や環境基準達成状況、立入検査や指導事例の紹介等を行っています。

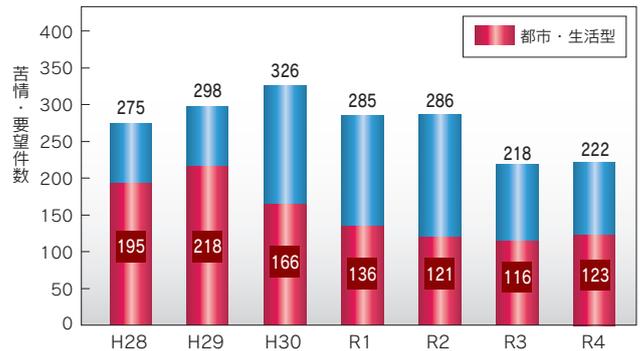
令和4年度は、市内の大気分野及び水質分野の大規模排出事業者を対象とした集合セミナーを開催しました。

9 公害に関する苦情・要望

公害が発生した場合、当事者間の話し合いなどで解決する例もありますが、大部分は苦情・要望として行政機関に持ち込まれています。令和4年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は222件（令和3年度218件）ありました。

最近では、産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおいて、市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事などの苦情（都市・生活型の苦情）が多く寄せられるようになってきました。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化



10 環境影響評価（環境アセスメント）制度

環境影響評価法及び条例に基づく環境アセスメント制度は、土地の形状変更、工作物の新設等を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ、その事業に係る環境影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、必要に応じて事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

本市では、令和4年度末までに、配慮書16件、方法書32件及び準備書28件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。

基本施策2 環境と社会にやさしい快適なまちづくり

1 まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO・企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。

● “クリーン北九州” まち美化キャンペーン

5月30日～6月30日を「“クリーン北九州” まち美化キャンペーン」として、各区に会場を設けての大規模なまち美化清掃、市民等による市内各地のまち美化清掃及びJR駅前等での街頭啓発等を実施しています。

・令和4年度 参加人数 18,973人、収集量 91.9トン

● 「市民いっせいまち美化の日」

10月1日～7日までを「清潔なまちづくり週間」、10月の第一日曜日を「市民いっせいまち美化の日」として定め、市民が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃しています。

・令和4年度 参加人数 57,647人、収集量 323.4トン

● “クリーン北九州” 百万市民運動推進協議会

地域・学校・企業・ボランティアを代表する38団体が構成され、「5分間清掃」、「ポイ捨て防止」、「ごみの持ち帰り」の3つを運動目標に普及啓発活動を実施しています。



清掃の様子



●その他の啓発活動

「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき、地域のまち美化牽引役を担う「まち美化推進員」を選任しています。

・令和5年4月1日現在 149人

市のイメージアップ等の観点から、特にまち美化が必要な区域を「まち美化促進区域」として指定（11ヶ所）しています。

道路・公園・河川等の公共の場所をボランティアで清掃する市民に「まち美化ボランティア袋」を配布しています。

区	まち美化促進区域
門司区	・門司港レトロ地区 ・大里柳校区駅前周辺地区
小倉北区	・小倉駅前地区 ・勝山公園
小倉南区	・朽網であい坂地区
若松区	・若松南海岸エルナード地区
八幡東区	・国際通り ・帆柱自然公園
八幡西区	・黒崎地区 ・沖田地区
戸畑区	・戸畑駅前地区



まち美化ボランティア袋

基本施策3 環境産業育成と国際的なビジネスの推進

1 北九州エコプレミアム産業創造事業

市内で生産されている環境配慮型製品（主な選定製品・サービス）

品や環境負担低減に寄与するサービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、広くPRを行うことにより、その販売を支援しています。平成16年度に創設、令和5年3月末時点で、185件の製品や技術、48件のサービスを選定しています。

工場の作業負担・エアロス削減する「ドレンタイマーバルブ」
エアーテック株式会社

EV車両の導入からバッテリーのリユースまで。エネルギー管理をトータルで提供
株式会社 EVモーターズ・ジャパン

基本施策4 SDGsの実現に向けた取組と環境ガバナンス

1 本市のSDGsの取組

本市は平成29年12月に第1回「ジャパンSDGsアワード」で「パートナーシップ賞」（特別賞）を受賞、平成30年4月にOECDから「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定、また同年6月に国内最初となる「SDGs未来都市」に他の28都市とともに選定されました。また、「SDGs未来都市」のうち、優れた取組を提案した自治体のみが選定される「自治体SDGsモデル事業」にも選定されるなど、本市のSDGsの取組は国内外から高い評価を受けています。

●北九州市SDGs未来都市計画

SDGs未来都市に選定されたことを受け、『『真の豊かさ』にあふれ、世界に貢献し、信頼される『グリーン成長都市』』を2030年のあるべき姿に掲げた「北九州市SDGs未来都市計画」を平成30年8月に策定しました。

令和3年度からは、第2期計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、様々な事業を推進しています。

●産官学民が連携した推進体制

産官学民が連携する体制づくりも重要であるため、有識者や経済界、市民代表らが、SDGsに取り組む方向性や普及活動等について助言を行う「北九州市SDGs協議会」を設置しています。また、多様なステークホルダーの交流・マッチングを促進するための、「北九州SDGsクラブ」を中核に、SDGsに関する情報発信や相談対応等、SDGs推進のための総合的な機能をもつプラットフォーム「北九州SDGsステーション」を設置し、市民・企業・団体等の主体的な取組を推進しています。



1. 北九州市の環境行政のあゆみ

(1) 公害の克服

北九州市は、明治34年の官営八幡製鐵所の操業開始以降、化学、窯業、セメント、電力などの工場が進出し、四大工業地帯の一つとして我が国の経済成長に大きく貢献してきました。しかしながら、昭和30年代半ばから昭和40年代半ばにかけての急激な経済発展の過程で、大気汚染や水質汚濁などの公害をもたらすことになりました。

このような深刻な状況の中で、行政においては、昭和46年に「北九州市公害防止条例」の制定、昭和47年に「北九州地域公害防止計画」の策定と、公害防止に関する各種施策を実施していきました。これに加え、市民・事業者・行政などの関係者が一体となって精力的かつ総合的な取組を実施したことにより、昭和50年代後半には公害問題は劇的に改善されることとなりました。



昭和35年

現在

(2) 快適環境都市の創造

公害を克服した昭和50年代後半から、政策の重点は公害対策から快適な都市環境の創造へと移っていきました。

本市は、平成5年に、快適な環境づくりに顕著な功績のあった自治体に対して表彰される「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」を受賞、全国的に「快適環境都市・北九州」として高い評価を受けました。

本市では、平成8年に「アジェンダ21」の地域版（ローカルアジェンダ）を策定、さらに平成12年には、「北九州市環境基本条例」を制定し、地球環境保全を含む環境保全に関する取組も総合的・計画的に推進しています。

(3) 環境国際協力の推進

本市では、産業公害を克服する過程で培われた環境保全技術等を、公害問題に苦しんでいる開発途上国に役立ててもらおうと、昭和60年代から他の自治体に先駆けて、環境国際協力を実施してきました。このような取組は、UNEP グローバル500賞（平成2年）、国連地方自治体

表彰（平成4年）を受賞するなど、国際的にも高い評価を受けることとなりました。

平成8年には、友好都市である中国・大連市との環境協力において、わが国で初めて地方から提案されたプランが政府ODAに位置付けられ、同市の大幅な環境改善に繋がりました。このような成果が国際的にさらに評価され、平成14年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、サミットの合意文書である「実施計画」に、北九州市をモデルにしたアジア太平洋地域における都市の環境改善を国際的に支援する仕組みである「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が明記されました。

平成22年に「アジア環境都市機構」を創設し、より効果的な効率運営を図るとともに、平成16年に設立された「東アジア経済交流推進機構」とも連携しながら、様々な取組を実施しています。

また、PM2.5をはじめとする大気汚染が深刻化するなか、平成25年に開催された「第15回日中韓三カ国環境大臣会合」の合意に基づき、大気改善をはじめとする課題解決のため、関係都市との環境協力を積極的に取り組んでいます。

さらに、平成22年6月に開設した「アジア低炭素化センター（現 アジアカーボンニュートラルセンター）」では、相手側都市のニーズに応じたパッケージ型インフラの海外輸出を進めています。

(4) 循環型都市づくり

本市では、環境保全施策に取り組んできた一方、ものづくりの幅広い裾野を持つ産業技術の集積を活用して、「あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること（ゼロ・エミッション）」を目指し、資源循環型社会の構築を図る先駆的な取組も進めてきました。

その中でも、平成9年7月に全国第一号として国の承認を受けたエコタウン事業は、「産業振興施策」と「環境保全施策」を統合した独自の地域政策として、積極的に環境に配慮した産業都市づくり、持続可能な社会の実現に向け、多くの成果をあげてきました。

また、エコタウン事業第2期計画を策定（平成14年8月）、対象エリアを市域全域に拡大（平成16年10月）し、従来の環境・リサイクル産業の集積に加え、リユース事業などの新たな環境産業の誘致、既存産業インフラ等を有効活用する事業の創出、ものづくりの段階での環境配慮促進など新たな事業を進めています。

他方、市民の日常生活においても、発生抑制、再使用、再資源化といった「循環型」を目指し、平成10年7月の家庭ごみ有料指定袋制の導入以来、平成16年10月の事業系ごみ対策、平成18年7月の家庭ごみ収集制度の

見直しなど具体的な施策を展開してきました。

平成23年に「循環型」の取組に「低炭素」と「自然共生」を加えた「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、令和3年には新たにSDGsの実現と脱炭素社会を見据えた「第2期北九州市循環型社会形成推進計画」を策定し、持続可能な社会の実現に向けた様々な取組を推進しています。

(5) 環境首都グランド・デザインの策定

地球的規模で進んでいる環境問題の解決に向けて、日々の暮らし方、産業活動や都市づくりのあり方などを、環境の視点から見直すと同時に、多くの人々と情報を共有し、お互いに理解し協力しあうことが必要です。

本市では、市民・NPO、事業者、行政などのあらゆる主体が協働して、幅広い視点から環境保全の取組を推進するため、「環境首都グランド・デザイン」(平成16年10月)を策定しました。この環境首都グランド・デザインでは、「真の豊かさにあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」という基本理念のもと、「共に生き、共に創る」(社会的側面)、「環境で経済を拓く」(経済的側面)、「都市の持続可能性を高める」(環境的側面)の3つの柱を掲げています。平成19年10月には、「環境首都グランド・デザイン」を具体化する行政計画として、「北九州市環境基本計画」を策定しました。

(6) 環境モデル都市・環境未来都市・グリーン成長都市としての取組

本市は、平成20年7月に、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に全国第一号として選定されました。平成21年3月には、「北九州市環境モデル都市行動計画(北九州グリーンフロンティアプラン)」を策定し、現在は、令和3年策定の「北九州市地球温暖化対策実行計画」において、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組の一層の推進を図っています。

平成23年12月には、わが国及び世界が直面する地球温暖化、資源・エネルギーといった環境問題に加え、人口減少や超高齢化など社会的な課題に他都市に先駆けて取り組む「環境未来都市」にも選定されました。平成24年5月には「北九州市環境未来都市計画」を策定し、適宜改定を加えながら、「環境」、「超高齢化」、「国際化」などの課題に取り組み、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指しています。

同じく平成23年12月には、国の総合特区の第一次指定として、本市及び福岡県、福岡市で共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」が国際戦略総合特別区域として選定されました。同選定を踏まえ、「環境」と「アジア」をキーワードに国内外の投資を呼び込み、雇用を創出し、地域経済を活性化させる緑の成長戦略を進めています。

また、経済協力開発機構(OECD)からは、「環境」と「経済」が両立する「グリーン成長都市」に、パリ、シカゴ、ストックホルムと並んでアジアで初めて選定され、平成25年10月には、本市のグリーン成長への取組をまとめた「OECD北九州レポート」日本語版が発表されました。このレポートを通じて、本市の「市民環境力」を礎とした環境に関する取組が全世界に発信されています。

さらに、「伊勢志摩サミット(平成28年5月)」にあわせて全国各地で開催される閣僚会議のうち、「エネルギー大臣会合」が本市で開催され、共同声明「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」が世界に発信されました。

このように本市の取組は、国内外から高い評価を受けています。

(7) 世界の環境首都とSDGsの実現を目指して

平成27年9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDGs)を中核とする、持続可能な開発のための2030アジェンダが全会一致で採択されました。SDGsは、2000年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の理念を取り込みつつ、先進国を含む全ての国々に対する17の目標を設定し、経済、社会、環境の統合を目指すものです。

また、平成27年11月から、新興国や途上国を含む196か国・地域が参加して、「気候変動枠組条約」の第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリで開催されました。その結果、全締約国が、21世紀末までの世界の平均気温の上昇を、工業化前に比べ2度未満に抑える「2度目標」に加え、1.5度以内へ向けて努力するとする目標が明記された「パリ協定」が採択されました。

こうした状況の変化に対応するため、平成29年11月に改定した「北九州市環境基本計画」では、これまでの基本理念を引き継ぎつつ、SDGsを推進していくため、副題を「環境首都・SDGs実現計画」とし、取組を進めていきます。

SDGsの取組については、本市は平成30年4月に、アジア地域で初めてOECDから「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」として選定されました。

さらに、平成30年6月には、国の「SDGs未来都市」に選定されています。

今後も、世界の環境首都及びSDGsの実現に向け、市の最大の資源である「市民環境力」を活かしながら、環境・経済・社会の両立を目指していきます。



環境行政の体制

1. 環境行政組織

令和5年4月現在

— 総務政策部 —

■ 総務課

- 庶務係
 - (1) 局、部、課の庶務
 - (2) 広報
 - (3) 局の予算及び決算
 - (4) 局内事務の連絡調整
 - (5) 環境保全基金
 - (6) 局内他課の所管に属しないこと
- 職員係
 - (1) 労務
 - (2) 安全及び衛生管理
 - (3) 公傷
 - (4) 局事業に係る事故の処理
 - (5) 福利厚生
- 政策係
 - (1) 環境政策
 - (2) 北九州市環境基本条例（平成12年北九州市条例第71号）
 - (3) 環境基本計画
 - (4) 北九州市環境審議会
 - (5) 市役所のエコオフィス推進

■ 環境学習課

- 環境学習係
 - (1) 課の庶務
 - (2) 環境学習及び環境教育
 - (3) 環境学習施設間の連携
 - (4) 環境政策の広報
- ESD推進係
 - (1) エコライフ事業の推進
 - (2) 市民活動の調整

— グリーン成長推進部 —

■ グリーン成長推進課

- グリーン成長政策係
 - (1) 部、課の庶務
 - (2) 地球温暖化対策に関する計画及び施策の統括
 - (3) 地球温暖化対策に関する普及啓発
 - (4) その他グリーン成長の推進（他課の所管に属するものを除く）

● 水素戦略係

- (1) 水素社会づくり
- (2) 電動車の普及（他課の所管に属するものを除く）

■ 再生可能エネルギー導入推進課

- 再生可能エネルギー導入企画係
 - (1) 課の庶務
 - (2) 再生可能エネルギーの導入及び普及
 - (3) 総合的な新エネルギー及び省エネルギー政策

● 風力発電推進係

- (1) 風力発電の立地促進

■ 環境イノベーション支援課

- 企業支援係
 - (1) 課の庶務
 - (2) 脱炭素化イノベーションの推進

- (3) 環境産業の育成及び振興
- (4) 環境産業に関する調査及び企画
- (5) 北九州市エコタウンセンターの管理及び運営

— 環境国際部 —

■ 環境国際戦略課

- 企画調整係
- 事業化支援係
- 国際連携推進係
 - (1) 課の庶務（企画調整係に限る）
 - (2) アジアカーボンニュートラルセンターの管理及び運営（企画調整係に限る）
 - (3) 環境国際ビジネスの事業化に向けた支援（事業化支援係に限る）
 - (4) 国際機関との連携（国際連携推進係に限る）
 - (5) 環境国際協力の推進
 - (6) 環境国際ビジネスの推進

— 環境監視部 —

■ 環境監視課

- 企画調整係
 - (1) 部、課の庶務
 - (2) 環境影響評価法（平成11年法律第81号）及び北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）
 - (3) 公害防止協定及び環境保全協定の締結
 - (4) 北九州地域公害防止計画
 - (5) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に係る届出の受理
 - (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- 大気係
 - (1) 公害監視センターの管理
 - (2) 大気環境の監視
 - (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に係る届出（大気に関するものに限る）の受理及び審査
 - (4) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に係る届出（大気に関するものに限る）の受理及び審査
 - (5) 北九州市公害防止条例（昭和45年北九州市条例第19号）に係る届出（大気に関するものに限る）の受理及び審査
 - (6) 公害発生源の監視指導（大気及び悪臭に関するものに限る）
 - (7) 公害に関する苦情及び要望の処理（大気及び悪臭に関するものに限る）
- 石綿騒音係
 - (1) 石綿、騒音及び振動に係る環境の

監視

- (2) 大気汚染防止法に係る届出（石綿に関するものに限る）の受理及び審査
 - (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に係る届出の受理及び審査
 - (4) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出（騒音及び振動に関するものに限る）の受理及び審査
 - (5) 北九州市公害防止条例に係る届出（騒音に関するものに限る）の受理及び審査
 - (6) 公害発生源の監視指導（石綿、騒音及び振動に関するものに限る）
 - (7) 公害に関する苦情及び要望の処理（石綿、騒音及び振動に関するものに限る）
- 水質土壌係
 - (1) 公共用水域、地下水及び土壌の環境の監視
 - (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及びダイオキシン類対策特別措置法に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
 - (3) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に係る許可並びに届出の受理及び審査
 - (4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に係る許可並びに届出の受理及び審査
 - (5) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出の受理及び審査（水質に関するものに限る）
 - (6) 北九州市公害防止条例に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
 - (7) 公害発生源の監視指導（水質、土壌に関するものに限る）
 - (8) 公害に関する苦情及び要望の処理（水質に関するものに限る）

● 自然共生係

- (1) 自然環境の保全

■ 産業廃棄物対策課

● 指導係

- (1) 課の庶務
- (2) 不法投棄防止対策
- (3) 産業廃棄物処理の監視指導
- (4) あき地等に繁茂する雑草の調査並びに除草の指導及び勧告
- (5) 雑草等の除去の委託

● 産業廃棄物対策係

- (1) 産業廃棄物処理業の許可
- (2) 産業廃棄物処理施設に係る許可
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に係る届出の受理及び許可
- (4) 行政処分（産業廃棄物及び使用済



自動車の再資源化等に関するものに限る)
(5)産業廃棄物の適正処理の推進

— 循環社会推進部 —

■循環社会推進課

- 計画係
 - (1)部、課の庶務
 - (2)一般廃棄物の処理に関する基本計画及び実施計画
 - (3)廃棄物の処理施設及び最終処分場の建設計画
 - (4)産業廃棄物の処理に関する計画
 - (5)事業系一般廃棄物の資源化計画及び減量化計画
 - (6)事業系一般廃棄物の減量化施策の推進
- 資源化推進係
 - (1)一般廃棄物の資源化及び減量化
 - (2)3R活動の普及及び啓発
 - (3)食品ロスに関する啓発及び減量化施策の推進
 - (4)事業系一般廃棄物の適正処理及び適正排出の啓発及び指導

■業務課

- 業務第一係
 - (1)課の庶務
 - (2)し尿の処理の業務計画及び実施指導
 - (3)し尿処理の委託並びに委託業者の指導及び監督
 - (4)指定袋及び粗大ごみ納付券
 - (5)一般廃棄物処理手数料の調定及び収納の総括
 - (6)公衆便所の維持管理
 - (7)北九州市環境整備協会
 - (8)浄化槽の設置等の届出書の受理及び調整並びに浄化槽の設置補助事業
 - (9)浄化槽清掃業の許可並びに業者の指導及び監督
 - (10)浄化槽保守点検業者の登録並びに業者の指導及び監督
 - (11)一般廃棄物処理業の許可並びに業者の指導及び監督
- 業務第二係

- (1)一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ）の処理の業務計画及び実施指導
- (2)一般廃棄物の処理等の委託並びに委託業者の指導及び監督
- (3)一般廃棄物の処理業務の改善

●まち美化推進係

- (1)道路及び河川の清掃
- (2)生活環境の清潔保持
- (3)北九州市環境衛生総連合会

■施設課

- 施設第一係
 - (1)課の庶務
 - (2)環境センターその他の施設（他係の所管に属するものを除く）の建設及び管理の総括
 - (3)公衆便所の建設（局の所管に係るものに限る）
 - (4)廃棄物最終処分場の建設及び管理の総括
 - (5)廃棄物の調査（局の所管に係るものに限る）
- 施設第二係
 - (1)一般廃棄物の中間処理に係る施設の建設及び管理の総括
 - (2)一般廃棄物の中間処理の業務計画及び実施指導
 - (3)一般廃棄物処理施設（浄化槽を除く）の設置に係る許可及び施設管理の技術指導

■新門司工場

■日明工場

■皇后崎工場

- (1)工場の庶務
- (2)工場の維持管理
- (3)一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の徴収
- (4)1件30万円以下の自動車の修繕の契約及び検収
- (5)廃棄物の計量及び処理
- (6)焼却炉及びこれに付属する設備の維持管理

- (7)廃棄物の焼却処理
- (8)その他工場の運営

— 環境センター —

<新門司環境センター・日明環境センター・皇后崎環境センター>

■副所長

- 庶務係
 - (1)所の庶務
 - (2)一般廃棄物処理手数料の徴収
 - (3)安全及び衛生管理
 - (4)施設の維持管理
 - (5)車両の維持管理
- 地域環境第一係
- 地域環境第二係
 - (1)一般廃棄物処理委託業者、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督（他係の所管に属するものを除く）
 - (2)ごみ容器、便所等の改善の指導
 - (3)一般廃棄物排出に係る市民指導
 - (4)その他廃棄物の処理
- まち美化係
 - (1)生活環境の清潔保持
 - (2)廃棄物の不法投棄の取締り
 - (3)環境事業協力団体との連絡調整
- 資源化推進係
 - (1)一般廃棄物の資源化及び減量化
 - (2)環境教育等の啓発
- 生活環境係
 - (1)一般廃棄物処理委託業者の指導及び監督（家庭ごみの収集に関するものを除く）
 - (2)雑草等の除去
 - (3)海岸漂着物の監視
- 廃棄物指導係
 - (1)小規模事業所における事業系廃棄物の資源化及び減量化
 - (2)廃棄物収集運搬業者及び産廃許可業者の指導及び監督
- 特別収集係
 - (1)高齢等によるごみ出し困難世帯に対する一般廃棄物の戸別収集等
 - (2)小・中学校の牛乳パック等回収

付 属 機 関

■北九州市環境審議会

環境基本法第44条に基づき、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、北九州市環境基本条例第29条に定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

■北九州市環境影響評価審査会

北九州市環境影響評価条例第30条に定めるところにより、この条例の施行に関して、必要な技術的事項を調査審議する、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

■北九州市公害健康被害認定審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、被認定者の認定更新及び障害等級に関する審査や、被認定者の死亡に伴う補償給付の支給に関する審査を実施する機関。

■北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療報酬に関する審査を実施する機関。



響灘ビオトープ



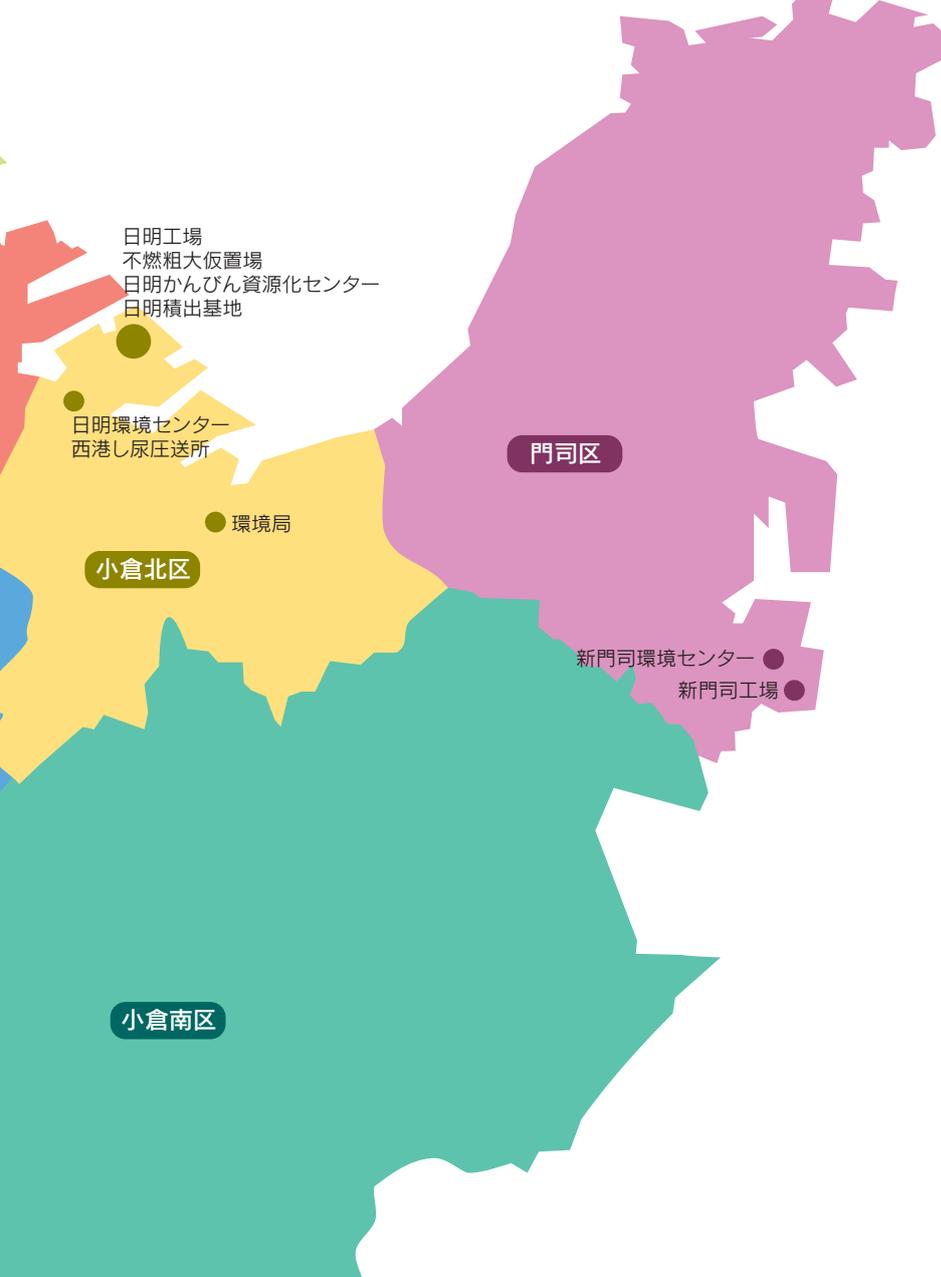
環境ミュージアム



アジアカーボンニュートラルセンター



保健環境研究所



日明工場



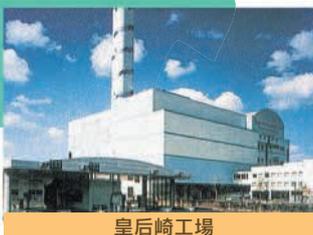
日明かんびん資源化センター



日明積出基地



日明環境センター



皇后崎工場



新門司環境センター



新門司工場

発行:北九州市環境局
 〒803-8501
 北九州市小倉北区城内1番1号
 TEL.093-582-2173
 印刷:(有)日高印刷所
 北九州市印刷物登録番号 第2313011A号



北九州市環境マスコットキャラクター
 ていたん&ブラックていたん
 ©ていたん&ブラックていたん,北九州市

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「令和5年版 北九州市の環境」の本編は、市ホームページ、市内図書館等でも閲覧できます。

北九州市の環境



リサイクル適性 (A)
 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



北九州市はグリーン購入を推進しています。